

相続手続の共通化のお知らせ

倉吉信用金庫（理事長 笠見 和則）と山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）では、お客様の利便性向上を図るため、下記のとおり預金等の相続にかかる手続きおよび書類を共通化することといたしましたので、お知らせします。

引き続き、お客様の利便性向上に繋がるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 実施日

令和4年3月14日（月）

2. 共通化の概要

預金等の相続手続において、手続き関連書類を次のとおり共通化いたします。

- ・各金融機関にご提出いただく「相続届」の様式・記入方法を共通化
- ・ご提出いただく確認書類（戸籍謄本）を共通化

3. 共通化の背景

高齢化が進展する山陰地域においては、今後、相続手続の増加が予想されるなか、現状、同じ預金等の相続手続であっても金融機関によって「相続届」の様式・記入方法が異なるほか、ご提出いただく確認書類も異なっておりました。今般、「相続届」の様式および確認書類を統一することで、お客様の負担軽減、利便性向上に繋がるものと考えております。

〔注意〕 本件は相続手続を共同で行うものではありませんので、各金融機関所定の「相続届」や確認書類のご提出はこれまで同様必要となります。また、被相続人様のお取引内容によっては手続きが一部相違する取り扱いもあります。

4. 今後の予定

相続手続の共通化については、山陰両県内金融機関への更なる拡大を進めていく方針です。

以 上